防災

防災気象情報が新しくなります

気象庁と国土交通省は、現在の警報や注意報などの防災気象情報を改善し、5月29日㈮に新しい防災気象情報の運用を開始します。

▼変更点

・これまでの防災気象情報に加えて「危険警報」が新設されます。

・情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。

▼その他

・三木市を対象に発令されるのは大雨警報と土砂災害警報のみです。

・暴風警報、大雪警報などに変更はありません。

詳細は気象庁ホームページで確認してください。

▲ホームページ

●「もしも」の時の防災情報

市では、ホームページで「三木市防災気象情報」を発信しています。また、「三木安全安心ネット」(メール版、アプリ版)でも防災情報を配信しています。

問 ㈹危機管理課

▲三木安全安心ネットの登録はこちら

▲三木市防災気象情報はこちら

大雨	土砂災害	河川氾濫	高潮
低地の浸水や大河川以外の氾濫	急傾斜地の崖崩れや土石流	1級河川などの大河川の氾濫	海水面の上昇や波の打ち上げによる浸水
レベル5相当	特別警報	命の危険 直ちに安全確保！	
レベル4相当	危険警報	危険な場所から全員避難	
レベル3相当	警報	高齢者などは危険な場所から避難	
レベル2相当	注意報	避難行動を確認	

災害発生

レベル4までに危険な場所から避難

上記情報を目安として市から避難情報が発令されます。

募集

みっきぃ夏まつり2026 開催協力金を募集します

物価高騰などの影響により、安全確保のための警備費などが増大し、実行委員会での運営が厳しい状況にあります。本年も安全・安心に開催するため、開催協力金を募集します。

▼協力金 1口3万円(先着50口)
1口につき、会場駐車券1台分と観覧スペース(約2m×2m、パイプ椅子4脚付)が利用できます。

▼募集期限 6月30日㈫

▼申込方法 市役所2階市民協働課、市ホームページにある申込書に必要事項を明記し、窓口に持参またはFAX、メール、電子申請で申し込んでください。
入金方法などの詳細は市ホームページで確認してください。

問・申込 ㈹市民協働課(みっきぃ夏まつり実行委員会)
FAX 82-9792
✉ kyodo@city.miki.lg.jp

▲ホームページ

▲電子申請

都市計画

用途地域の見直しを行います

市街地における適正な土地利用を図るため、都市計画法に基づき「用途地域」を定めています。
おおむね5年に一度の「用途地域」の見直し作業を県下一斉に実施します。変更を希望する区域がある場合は、要望書を提出してください。

▼提出期限 5月29日㈮

▼提出方法 市役所2階都市政策課、市ホームページにある要望書に必要事項を明記し、窓口に持参または郵送、FAX、メールで提出してください。
詳細は市ホームページで確認してください。

問・提出 ㈹都市政策課 都市計画係
FAX 82-9625
✉ toshiseisaku@city.miki.lg.jp

▲ホームページ

納税

軽自動車税の通知書を送付

軽自動車の納税通知書を5月中旬に送付します。

▼納期限および振替日
6月1日㈪

●車検時の納税証明書の提示が原則不要に

「軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)」の導入により、車検時に原則として紙の納税証明書の提示が不要になったことから、車検用納税証明書の郵送を廃止しています。

●納付後すぐに車検を受ける場合

納付情報が「軽JNKS」に反映されるまで相応の日数を要します。納付後すぐに車検を受ける場合は、これまでどおり紙の納税証明書が必要です。

【納付書(納入済通知書)を利用の方】
金融機関やコンビニエンスストアなどで納付し、紙の納税証明書(領収証書)を活用してください。

【口座振替を利用の方】
6月1日㈪、2日㈫に車検を受ける場合は、記帳した通帳を持って、市役所または吉川支所の窓口で紙の納税証明書を発行してください。口座振替を停止する場合は、5月27日㈬までに連絡してください。

問 ㈹税務課 市民税係

▲ホームページ

納税

自動車税の納期限は6月1日㈪です

自宅からでもパソコン・スマートフォンなどを利用して納付手続が可能です。

・クレジットカード
・スマートフォン決済アプリ
・インターネットバンキング

各種納付方法については、県ホームページをご覧ください。

問 ㈹加東県税事務所
☎0795-42-9331

▲ホームページ

補助金

子育て支援事業の活動を支援

子育てが楽しくなるまちづくりを推進するため、児童およびその保護者を対象とした事業に対して、活動経費の一部を助成します。

▼対象団体(次の全ての要件を満たす団体)
・三木市を拠点とし、継続した子育て支援活動を実施する
・2名以上で構成され、市内在住の方が半数以上
・子育て支援に係る分野で、団体の会員以外の市民も含めた支援活動を行う
・政治的および宗教的活動、営利活動を目的としない など

▼助成額 1事業につき上限10万円

▼受付開始日 5月7日㈭

▼申請方法 児童センター、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し、持参してください。
詳しくは市ホームページで確認してください。

問・申請 ㈹こども福祉課 子育て応援係

▲ホームページ

補助金

こども食堂の運営を支援

市内を拠点にこども食堂を運営する団体に、運営に係る経費の一部を助成します。

▼対象団体
・市内においてこども食堂を運営している団体
・こどもに無料または低額でこどもの発達に十分な栄養がある食事を提供していること など

▼対象経費 食材費、会場使用料、事業に係る保険料、消耗品、印刷製本費など

▼対象期間 4月1日㈬～令和9年3月31日㈬

▼申請方法 教育センター2階こども福祉課、市民活動センター、市ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し、郵送または持参してください。

問・申請 ㈹こども福祉課 家庭支援係

▲ホームページ